

公 告

佐揭示第15号

輸出入貨物の検査場所を指定する件

関税法第69条第1項の規定に基づき、佐世保税関支署における輸出入貨物の検査場所を下記のとおり指定する。

なお、本指定の発出に伴い、「佐世保税関支署における輸出入の検査場所を指定する公示」（令和3年2月1日公示）は廃止する。

令和5年4月1日

佐世保税関支署長 下田 義文

記

- 1 保税地域
- 2 税関官署（敷地を含む。）
- 3 佐世保港国際ターミナル内旅具検査場及び税関事務室（旅客及び乗組員の携帯品、別送品並びに船長託送品に限る。）
- 4 佐世保港三浦岸壁（当該岸壁に係留された本船を含む。）（旅客及び乗組員の携帯品、別送品並びに船長託送品に限る。）
- 5 佐世保港新みなと岸壁（当該岸壁に係留された本船を含む。）（旅客及び乗組員の携帯品、別送品並びに船長託送品に限る。）
- 6 佐世保クルーズセンター内旅具検査場及び税関事務室（旅客及び乗組員の携帯品、別送品並びに船長託送品に限る。）
- 7 佐世保港浦頭岸壁（当該岸壁に係留された本船を含む。）（旅客及び乗組員の携帯品、別送品並びに船長託送品に限る。）
- 8 佐世保港立神棧橋（当該岸壁に係留された本船を含む。）（旅客及び乗組員の携帯品、別送品並びに船長託送品に限る。）

- 9 佐世保港倉島岸壁（当該岸壁に係留された本船を含む。）（旅客及び乗組員の携帯品、別送品並びに船長託送品に限る。）

- 10 佐世保港のうちOMB-24、OMB-25、OMB-26、OMB-27、OMB-61、OMB-62、OMB-63、に停泊する公用船（旅客及び乗組員の携帯品、別送品並びに船長託送品に限る。）